

滋賀県母子および父子ならびに寡婦福祉資金貸付金に係る償還金および違約金の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

1 共同管理に基づく訴訟議案の概要

平成24年度から総務部財政課において、民事訴訟法に基づく請求訴訟によって回収する未収金を所管課との共同管理として、債権回収業務を行っている。

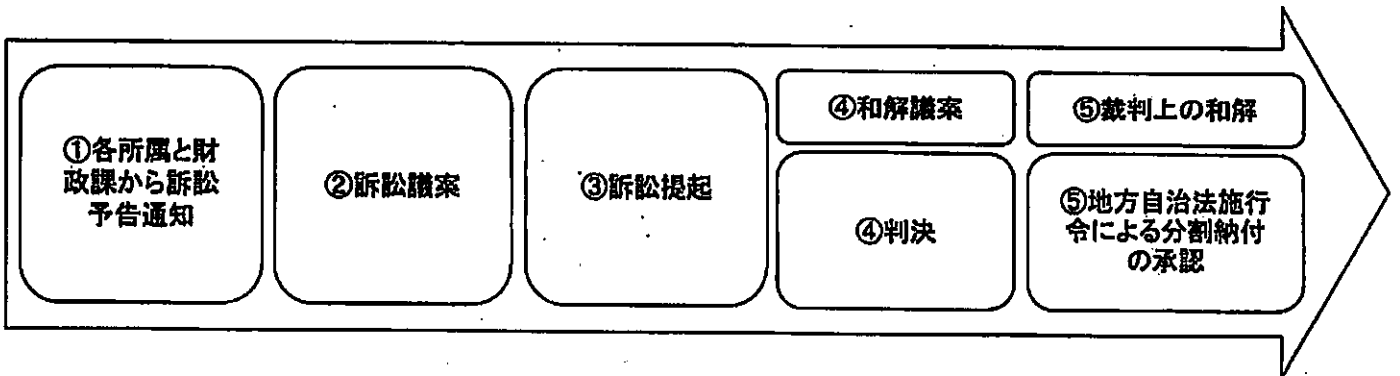
今回、母子福祉資金、奨学資金等の共同管理案件5所属10事業343件のうち、支払いに応じない1事業1件185,250円について、請求訴訟を提起することにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議決を求める。

【共同管理の処理状況】

(H27.5.31現在)

	対象事業 ①~⑥の計	完納 ①	分納中 ②	裁判後、未納 ③	訴訟進行中 ④	6月議会 ⑤	不納欠損 ⑥
件数	343	103	213	9	2	1	15
対象金額 (うち収納金額)	98,645,205 (38,041,120)	20,587,654 (20,587,654)	74,010,463 (17,453,466)	2,298,395	350,803	185,250	1,212,640

2 共同管理における訴訟の流れ



3 訴訟議案の内容

1件 185,250円

貸付年度(種別)	区分	住所	氏名	滞納償還金
H22~24 (修学高校) (就学支度)	借受人			借受人および 連帯借受人は 連帯して 185,250円
	連帯借受人			
	連帯保証人			連帯保証人は 借受人および 連帯借受人と 連帯して 23,750円

※請求額

上記の滞納償還金およびこれに対する支払済みまでの年5% (平成27年3月31日以前の期間に対応するものについては年10.75%) の違約金を請求する。